

本ハードウェア補足条項(以下「ハードウェア条項」という。)は、オーダーに「HW」の英数字コードで指定されたオフライン製品のみに関するお客様と該当するシーメンス法人(以下「シーメンス」又は「SISW」という。)の間のユニバーサルカスタマー契約(以下「UCA」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものです。本ハードウェア条項は、適用するUCA又はEULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。

1. **定義** 頭文字で表記される用語は、本契約の他の箇所では定義されている意味を有します。以下の追加的な定義が本ハードウェア条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の敷地で作業を行い、お客様の社内業務を支援するためにハードウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ハードウェアユーザー**」とは、お客様の従業員、及び権限を有する代理人のことを意味します。

「**納入**」とは、本ハードウェア条項の第2条に定義する意味を有します。

「**ファームウェア**」とは、ハードウェアに内蔵され、組み込まれたシステムソフトウェア(アプリケーションソフトウェアではなく)を意味し、そのシステムソフトウェアは当該ハードウェアの低レベルの制御又は標準的な動作環境を提供します。

「**Lease**」又は「**Rental**」とは、対象地域内で特定のハードウェア製品を使用する譲渡不能、一時的及び限定的な権利をシーメンスが付与することを意味します。これには、Trial 及び Loan 補足条項に定義するハードウェアに対する Trial 及び Loan ライセンスが含まれます。

「**シーメンスハードウェア**」とは、「シーメンス」という名称で販売される、又は「シーメンス」のブランドが付与された標準ハードウェアです。

「**システム**」とはハードウェアとソフトウェアの組み合わせを意味します。この場合、ハードウェア又はソフトウェアのいずれか1つだけを使用して操作することはできません。

「**対象地域**」とは、オーダーに別段の明示的な指定がない限り、オーダーに指定するお客様の住所で示されるように、お客様が購入又は Lease によるかを問わず、最初にハードウェアを取得する国を意味します。

2. **納入** 適用されるオーダーで別段の合意がない限り、シーメンスは、シーメンスが指定する該当製品の倉庫又は工場にて、FCA 条件(インコタームズ 2020)で、ハードウェアをお客様に提供するものとします。

本条に規定されたインコタームズに従い、シーメンスがこれらの納入後に本件ハードウェアの配送手続きに関わった場合でも、本件ハードウェアを当該お客様に引き渡すことを、本契約においては「**納入**」といいます。

本条に規定された「インコタームズ」にかかわらず、お客様と書面にて明示的に別段の合意をした場合を除き、シーメンスは以下を行います。(i)お客様が指定する最終納入地にハードウェアを納入するための輸送業者、運送会社又は出荷サービスプロバイダーを選択及び指名し、(ii)指定されたインコタームズに従って、選択した輸送業者又は出荷サービスプロバイダーと必要な輸送手配を行い、(iii)オーダーに指定する出荷又は輸送費用をお客様に請求します。

3. **危険負担及び所有権の移転** 紛失及び損害のリスクは納入時点でお客様に移転します。購入したハードウェアの所有権は、シーメンスが全額を受領した後にお客様に移転します。適用法令によりシーメンスが納入後に所有権を保持することが許可又は承認されない場合、購入したハードウェアの所有権及び紛失のリスクは納入時点でお客様に移転します。但し、シーメンスは当該ハードウェアの購入価格の支払いを確保するために、ハードウェアに対する先取特権を保有します。この場合、お客様は、シーメンスがかかる先取特権を申請するか、又は完全なものにするために使用する必要がある、又は使用に便利であると合理的に判断する文書に署名することに同意するものとします。

4. 保証

- 4.1 **ハードウェアの保証期間** 購入したシーメンスハードウェアについて、シーメンスは納入日に開始し、納入日の翌月 1 日から 12 か月後に終了する期間(「保証期間」)において、製品の限定保証を提供します。保証期間は、保証に基づく欠陥及び故障の修正又は修理に要する時間によって延長されるものではありません。

- 4.2 **範囲** 保証期間中に、シーメンスはシーメンスハードウェアが(i)通常の使用において仕上がり及び材料において欠陥がないこと、並びに(ii)ドキュメンテーションに記述する仕様を実質的に適合していることを保証します。保証違反が生じた場合のお客様の唯一の救済手段として、シーメンスはその単独の裁量により、お客様に追加料金を請求することなく、シーメンスハードウェアを修理又は交換します。シーメンスがその単独の裁量により、シーメンスハードウェアを修理するか、又は本条項に基づくシーメンスの義務に従って機能する別のシーメンスハードウェア装置と交換することができないと判断した場合、シーメンスは最初の納入から 60 か月間にわたる定額償却法に基づき、欠陥があるシーメンスハードウェアに対して受領した料金を返金し、本ハードウェアの返却を受け入れます。当該返金対象のシーメンスハードウェアがシステムの一部として提供された場合、シーメンスはシステムのソフトウェア要素の返却も受け入れ、これらのソフトウェアライセンスに対する料金を同様の条件に基づき返金します。

- 4.3 **サードパーティハードウェアの保証** オーダー又はシーメンスが提供する製品の説明書及び仕様書に別段の記載がない限り、シーメンスハードウェア以外のハードウェアは「現状有姿」で提供され、該当する場合は、製造業者又はサードパーティベンダーが提供する保証が適用されます。当該の製造業者又はサードパーティベンダーが許可する範囲で、シーメンスは当該ハードウェアに適用される保証を受ける権利をお客様に譲渡し、お客様が当該の製造業者又はサードパーティベンダーに対し、当該ハードウェアに関する保証請求を行うことを可能にするための情報及び支援を提供するために商業的に合理的な努力を払うものとします。強制的な適用法令で、シーメンスがお客様に供給したハードウェアに関する保証を提供することを義務付けられている場合、シーメンスが提供する保証は、適用法令で要求される最低限の保証、及び適用法令で要求される最低限の期間に限定されます。
- 4.4 **保証の除外** 以下に起因する欠陥又は故障は本保証の対象外となります。(i) シーメンスのサイト仕様又はこの種のハードウェアに一般的に適用される注意義務の基準に適合していない不適切な使用又はインストール、誤用、不適切なサイト準備、又はサイト若しくは環境条件、(ii)お客様又はサードパーティが供給するソフトウェア、インターフェース又はハードウェア、(iii)ハードウェアの操作、注意又はストレージに関するシーメンスの仕様及び指示の非遵守、(iv)システムの機能に影響を与えない通常の摩耗(外見上の損傷、擦り傷、へこみを含みますが、これらに限定されません)、(v)放置、事故、不適切又は不十分な保守又はキャリブレーション、(vi) シーメンス又はその権限ある代表者以外が行った修正、強化、修理又は不正な変更、(vii)水害、火災又はその他の危険要因への曝露。
- 4.5 **再生部品** シーメンスは、本条項に基づき供給されるハードウェア又はその部品のすべてが新品であることを保証しません。ハードウェアには、シーメンスのすべての品質仕様を満たし、保証とサービスの対象となる「新品同様」の状態に再生された部品が含まれることがあります。
5. **知的財産権及び営業秘密**
- 5.1 **ファームウェアのライセンス** 本ハードウェア条項に基づき、シーメンスはお客様に対し、ハードウェアの操作のために、ハードウェアに組み込まれたファームウェアを使用する非独占的、譲渡不能の(ファームウェアが組み込まれたハードウェアと共に譲渡される場合を除く)ライセンスを付与します。ファームウェアは、ファームウェアが組み込まれているハードウェアに関連してのみ使用することができます。その他の目的によるファームウェアの使用は本契約の重大な違反にあたります。お客様が以下を行うことは禁じられています。(a)ファームウェアの逆コンパイル、変更若しくは修正、又はファームウェアから他のプログラムを入手すること、(b)ファームウェア上の所有権、著作権又はマークの修正又は削除。本契約に定めるソフトウェアライセンス及びソフトウェア保守サービス条項は、ファームウェアには適用されません。
- 5.2 **サードパーティテクノロジー** ハードウェアには、別途の条項(以下「サードパーティ条項」という。)に基づいてサードパーティによりライセンスされた、オープンソース・ソフトウェアを含むサードパーティのソフトウェア、テクノロジー、及びその他のマテリアル(以下「サードパーティテクノロジー」という。)が含まれている場合があります。サードパーティ条項は、ドキュメント、補足条項、"read me"ファイル、ヘッダーファイル、通知ファイル、又は同様のファイルに明記されています。本契約の条件と矛盾する場合、サードパーティ技術に関してはサードパーティ条項が優先されます。サードパーティ条項でシーメンスがサードパーティテクノロジーをソースコード形式で提供することが求められている場合、シーメンスは、書面による要求と送料の支払いをもって、ソースコードを提供します。
- 5.3 **営業秘密** シーメンスのハードウェア製品は、シーメンスの営業秘密です。お客様は以下に従うものとします。(i) 適用法令により認められる場合を除き、リバースエンジニアリング、逆アSEMBル、その他ハードウェアに使用されている技術を発見しようとしたり、職務上アクセスが必要な正規ユーザー以外の者にハードウェアへのアクセス又は使用を許可したりしないこと、(ii) ハードウェアの機密を保護するために適切な措置を講じること、且つ (iii) ハードウェアに付されたいかなる通知又は凡例も削除又は隠蔽しないこと。
- 5.4 **権利の否認** 本ハードウェア条項のファームウェアのライセンスは、ハードウェアにインストールされている、又は本条項に基づき供給されるハードウェアと併用又は関連して納入されるファームウェア以外のソフトウェアには適用されません。本条項に別段に明記されている場合、又は書面にて別段に合意されている場合を除き、本ハードウェア条項に基づき、いかなる著作権、特許、商標、営業秘密、その他の知的財産権又はシーメンスの機密情報若しくは専有情報を使用する権利もお客様に付与されません。
- 5.5 **残存条項** 本第5条の規定は、本契約の満了又は終了後も存続します。
6. **修理** シーメンスハードウェアの欠陥又は故障が保証期間の満了後に発生した場合、又はかかる欠陥が何らかの理由で、本ハードウェア条項の第4条に明記する適用保証、又はシーメンスハードウェアについて購入した保守サービス若しくはサポート・サービス・パッケージの対象外である場合、お客様はシーメンスに対し、かかる欠陥又は故障の修理を試みることを依頼できます。但し、修理サービスはすべてのシーメンスハードウェアに対して提供されるとは限らず、提供された場合でも、シーメンスは、かかる欠陥がすべて修理できる、若しくは修理されること、又はシーメンスがかかる修理を実施することに同意することを表明又は保証しません。これらの修理及び修理の試みが行われる場合、お客様はシーメンスのサービスに対して、その時点のシーメンスの料金に加えて、合理的な現金支出費用を支払うことに同意するものとします。
7. **保守サービス**
- 7.1. 一般保守 ハードウェア保守、エンハンスメント、及びテクニカルサポートサービス(以下「保守サービス」という。)は、www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/mes/ に掲載される一般保守サービス条項により管理され、本参照により組み込まれるものとします。一般保守サービス条項は、以下のハードウェア固有保守条件により修正されます。

7.2. 固有保守条件

7.2.1. 保守タイプ

- (a) **インストール** 本保守タイプには、インストール・サービス・タイプ期間中に1回、シーメンスによる本システムのインストールが含まれます。両当事者がインストールのスケジュールを決定する前に、お客様は、シーメンスに本システムを受領した旨を通知するものとします。インストールは、オーダーに指定された場所又は当事者が別途合意する場所において、通常の勤務時間内に行われるものとします。(i) 本システムがシーメンスの書面による同意なしに変更された場合、又は(ii) 本システムが例外的な物理的若しくは環境的ストレス、誤用、又はその他の損傷を受けた場合、シーメンスは本システムをインストールする義務を負わないものとします。
- (b) **キャリブレーション (又は「CAL」)** 本保守タイプには、納入時に有効なドキュメンテーションに規定された許容範囲内のデータ取得又は測定機能をシーメンスハードウェアが維持できるよう、シーメンスによるキャリブレーション・サービス・タイプ期間中1回分のキャリブレーション・サービスが含まれます。一部のハードウェアについて、シーメンスは、シーメンスのISO 17025 認定に基づき、ISO 17025 規格に準拠してキャリブレーションが行われたことを証明する特殊なキャリブレーションを提供することがあります。本ISO 17025 規格に基づく特殊なキャリブレーションは、(a)オーダーに「ISOCAL」と明記されているか、(b)オーダーに製品コード「SCX-ISO17025」として別途購入されています。シーメンスのISO 認証の詳細(認証事業者、認証機関、認証範囲、認証登録番号を含む)は、www.siemens.com/global/en/general/system-certificates/disw.html で公開されています。
- (c) **ハードウェア 保守 (又は「MAINT」)** 本保守タイプには、オーダーに記載された期間中、ハードウェア補足条項第5.2条に記載された欠陥のあるシーメンスハードウェアの修理及び交換が含まれます。本保守タイプには、特定のシーメンスハードウェアについてのキャリブレーションが一般的に購入できる場合に、キャリブレーションが含まれます。
- (d) **サポートサービスタイプ (又は「SUP」)** 本保守タイプには、ハードウェア保守及び(i)シーメンスハードウェアの使用、(ii)シーメンスハードウェアのエラー、欠陥又は誤動作の修正又はトラブルシューティングについて、電話又は電子メールを介してお客様に提供する技術サポートが含まれます。

7.2.2. ハードウェア保守サービスに関する特定条件

- (e) **アップグレード** ハードウェア、コンポーネント又はモジュールのアップグレードはサービスパックに含まれず、常に別途請求されます。モジュール又はコンポーネントは、関連するシーメンスハードウェアのお客様への(再)納入後に、シーメンスの価格リスト上の別の項目に対応した新しい製品識別番号が付与された時点でアップグレードが行われたとみなされます。かかるアップグレードは個別のオーダーの下でのみ実施されます。
- (f) **実施場所** MicReD 及び Veloce ファミリーのシーメンスハードウェアに関する保守サービスを除き、購入した保守サービスは、デフォルトで、シーメンスが指定する地域の事務所で実施されるものとします。各当事者は、ハードウェア保守サービスを実施するために相手方の住所へシーメンスハードウェアを送付する費用を負担するものとします。両当事者がオンサイト訪問に合意した場合、お客様は訪問のための旅費を負担するものとします。
- (g) **移転** お客様は、シーメンス要員のオンサイト訪問を必要とする有効な「保守タイプ」を有するシーメンスハードウェアを移転する前に、シーメンスに通知するものとします。移転先がシーメンスの通常のオンサイトサービス地域外である場合、シーメンスは該当する保守サービスを中止する権利を有するものとします。
- (h) **アクセス** シーメンスは、故障を検出するための診断を実行する目的で、シーメンスハードウェアへのリモート・ログイン・アクセスを要求することができます。お客様は、不当にその同意を留保しないものとします。シーメンスは、インストール時又は保守サービス実施時に、リモートシステムへのログインアクセスを確立及びテストを行うことがあります。
- (i) **返却及び交換** 欠陥のある、又は保守サービスにより交換されたハードウェア (ハードウェア部品を含む) は、シーメンスに帰属します。お客様が交換したハードウェア又は部品を受領後 30 日以内に返却しない場合、シーメンスは、お客様に対し、返却されなかったハードウェア又は部品の現行定価額を請求し、お客様はこれを支払うものとします。製品又はサービスオプションによっては、お客様は、故障した部品を、シーメンスが交換用ハードウェアと共に提供する標準メンテナンスキットに含まれる適切な部品と交換し、欠陥部品をシーメンスに返却して交換を受けるものとします。

7.2.3. その他の条件

- (j) **条件** お客様が保証期間又は従前の保守の期間満了後に、新たに保守をオーダーした場合、シーメンスは単独の裁量により、(i)お客様がキャリブレーション、ハードウェア保守又はサポートサービスタイプを購入する以前にシステムチェックを行い修理の見積もりを提供する、又は(ii)最初の保証期間の満了日又は同種類の最後の保守のいずれか遅い方から期間をカバーするために必要であった保守サービスの数と同数の料金を請求する権利を有します。
- (k) **適用除外** 保守サービスは、その時点で適用されるハードウェアの条件に規定されている、保証から除外される、又は保証を無効にする原因となる行為、状況又は事象に起因するシーメンスハードウェアの欠陥又は誤動作を対象外とします。
- (l) **保証** ハードウェア保守サービスに関するシーメンスの唯一の表明及び保証は、サービスが専門的且つ職人的な方法で実施されることです。

- (m) 請負業者 シーメンスは、ハードウェア保守サービスを提供する義務の一部又は全部を第三者に委託することができ、当該第三者は本契約に基づきシーメンスと同一の権利及び義務を有するものとします。
- (n) 保守サービスの期間と終了 保守期間は、オーダーに記載された発効日に始まり、1年間、又はオーダーで当事者が合意したこれより長い期間継続します。購入した保守サービスは、本契約の終了規定に基づいてのみ終了できます。終了は、終了前に発生した当事者の権利に影響を与えません。

9. **ハードウェア LEASE 条項** 本第8条の条項(「**ハードウェア Lease 条項**」)は全てのハードウェアの Lease に適用されます。

8.1 **Lease** 全てのハードウェア Lease は、オーダー時の当該ハードウェアの利用可能状況に基づくものとします。シーメンスはその単独の裁量により、ハードウェア Lease のオーダーを拒否する権利を留保します。

お客様は Territory 内でリースハードウェアを使用する譲渡不能、一時的及び限定的な権利が付与されます。リースハードウェアは正規ハードウェアユーザーによる使用に限定されます。

リースハードウェアの権原又は所有権はお客様に譲渡されることはありません。リースハードウェアの所有権は、シーメンス、又はシーメンスが当該ハードウェアを貸し出す権利を取得した相手の第三者に帰属します。

8.2 **Lease 期間及び料金** ハードウェアを使用する権利は、オーダーでシーメンスとお客様が双方で合意した期間に限定されます。オーダーに別段の明示的な指定がない限り、Lease 期間はリースハードウェアがお客様に納入された日から開始します。両当事者は、別のオーダーで合意することにより、当初の Lease 期間の満了後の追加限定期間又は期間について Lease 期間を更新することができます。当初の期間若しくは更新期間(該当する場合)の満了時、又は本ハードウェア条件、本契約若しくは特定の Lease に基づく終了時、お客様のハードウェアを使用する権利は消滅し、お客様は、その後の使用を中止し、直ちに本ハードウェアを元のシーメンス 施設に返却する必要があります。Lease 料金は前払で返金不可とし、オーダーで当事者が指定した内容に従って請求します

8.3 **ハードウェアの状態** ハードウェアがお客様の敷地に到着した時点で、お客様は、全てのハードウェアを安全且つ良好な動作状態であることを確認するために、本ハードウェアを検査するものとします。本ハードウェア受領後 3 営業日以内に本製品の状態について書面で異議申し立てがなかった場合、全ての本ハードウェアが引渡し時点で良好な動作状態にあったことが確定したとみなされます。

8.4 **お客様の責任及び禁止行為**

- (a) **適切な使用** お客様は本ハードウェアを、意図される使用目的で、当該ハードウェアに関するドキュメンテーションに従って、通常及び通例の方法で使用するものとします。お客様は常に(i)本ハードウェアを相当な注意を払って扱い、(ii)清潔な状態に保ち、(iii)本ハードウェアを、合理的な摩耗を前提として、埃やその他の汚染物質から保護するために、あらゆる予防措置を講じるものとします。お客様は、本ハードウェアを使用する前に、当該ハードウェアのドキュメンテーションを読み、及び本ハードウェアと類似の機器に関する通常且つ安全な操作について訓練を受けていることを確認するものとします。
- (b) **ハードウェアの譲渡及び担保** 本ハードウェア条項に明記されている場合を除き、お客様は、シーメンスの書面による事前承諾なしに、本ハードウェアの全部又は一部を他者に質権設定、担保設定、頒布、転貸、販売又は所有権移転(交換、贈与、法律の運用、又はその他のいづれによるかを問わず)してはならないものとします。
- (c) **ハードウェアの変更** お客様は本ハードウェアの修正、変更、改変、組み込み又は結合を行うことはできません。
- (d) **場所及び対象地域** お客様は、対象地域外で本ハードウェアを使用することはできません。お客様はシーメンスの要請に応じて、シーメンスに本ハードウェアの正確な場所を通知するものとします。
- (e) **所有権の表示** 本ハードウェアには、シーメンスの所有物であることを示すタグ又はマークが付されていることがあり、お客様はかかるタグ、プラーク又はマークを削除することはできません。
- (f) **監査権** シーメンスは通常の営業時間中に、合理的な事前通知をもって、本ハードウェアが保管又は使用されているお客様の施設に立ち入り、対象ハードウェアの場所を確認し、状態及び状況を特定の上点検し、お客様が本ハードウェア条項を遵守しているか否かの監査を実施することがあります。

8.5 **ハードウェアの返却** Lease の満了又は終了時点で、お客様の施設に到着したときと同様の動作可能な状態で、全ての本ハードウェアを返却するものとします。通常の損耗を除き、お客様は、原因の如何を問わず、本ハードウェアの損傷又は紛失の代金を支払うことに同意します。お客様から返却された本ハードウェアで、動作不能、損傷又は部品の欠落のあるものは、お客様の費用負担でシーメンスにより元の動作状態に修理されます。(i) 損傷又は操作不能で修理不能な状態で返却された場合、又は(ii)何らかの理由でシーメンスに返却できない場合、その時点の商業表示価格が記載された請求がお客様に送付されます。

8.6 **限定保証及び保証の否認** オーダーに別段に明記されている場合を除き、本ハードウェアは保守サービスの対象となるため、第7条は Lease の全期間中、本ハードウェアに適用されます。

8.7 **出荷・輸送料金及びリスク** オーダーで別段の合意がない限り、各当事者は、本ハードウェアを、相手方の指定する出荷先住所へ DAP(仕向地持込渡し)条件(インコタームズ 2020)にて出荷する際の費用及びリスクを負担するものとします。

8.8 **責任及び補償** お客様は、本ハードウェア条項においてなされた明示的な保証でカバーされない本ハードウェアの全ての損害について責任を負うものとします。お客様は、本ハードウェアの使用又は過失に何らかの形で関連する第三者からの請求、損害、罰

金、費用（増税、弁護士費用、経費を含む）についてシーメンスを免責するものとします。本条項の規定は、理由の如何を問わず、本契約の期間満了又は終了後も存続するものとします。

- 8.9 **終了及び回収** いずれかの当事者が本ハードウェア条項又は本契約に基づく任務又は義務の重大な不履行を犯し、これに関する書面による通知の受領後 5 営業日以内にかかる不履行の是正に着手し、その後、かかる不履行を実質的に是正するために相当の努力を続けることを怠った場合、相手方当事者は書面による通知をもって、当該当事者が有する補償又はその他の救済を受ける権利を損なうことなく、直ちに全ての Lease を終了できるものとします。

適用される破産法で禁止されている場合を除き、一方当事者の破産又は期日における支払不能、一方当事者による自発的な破産手続き又は一方当事者に対する強制破産手続き、又は債権者のための管財人又は受託者の指名が行われた場合、他方当事者は書面による通知をもって、任意の Lease を終了することができます。

お客様による本ハードウェア条項に基づくハードウェア返却義務を怠った場合、シーメンスの従業員、代理人及び代表者はいつでも、お客様のリスク、費用及び経費負担にて、ハードウェアを回収する目的で、ハードウェアが保管又は使用されているお客様の施設にいつでも立入ることができるものとします。

10. **責任の限定及び補償** 本契約に記載する責任の限定に関する規定に加えて、以下の規定がハードウェア及び関連サービスに対して適用されます。

- 9.1 シーメンスは以下について責任を負いません。(i) シーメンスが提供するハードウェア又はサービスパックに関するすべての指示に従わなかったことに部分的又は全面的に起因する損失又は損害、(ii) シーメンス以外の当事者が変更又は保守を行ったハードウェアに起因する損失又は損害、又は(iii)ハードウェア又はその使用により生成されたデータに起因する損失又は損害。

- 9.2 お客様は、ハードウェア関連のサービスが実施された方法(かかる方法がお客様又はその権限ある代表者の指示による結果である場合)に起因又は関連して被った、又はいずれかの人物により請求されたすべての請求、損失(財政的損失かそれ以外かを問わず)、損害、債務、費用、増税又は費用(裁判費用及び合理的な弁護士料を含むが、これらに限定されない)について補償すると共に、シーメンスを免責するものとします。

本第 9 条の規定は、本契約の満了又は解除後も存続するものとします。

10. **EDA ハードウェアに関する特別条項** 本契約の規定の如何にかかわらず、以下の条件が、オーダーにおいて「EDA ハードウェア」又は「EDA HW」として特定されるハードウェアに適用されます。

- 10.1. **EDA ハードウェアのアクセス制限** EDA ハードウェアへのアクセスは、正規ハードウェアユーザーに限定されます。但し、アプリケーションソフトウェア、知的財産及び組込み製品、エミュレーションハードウェア、検証ハードウェア、又は関連するコンサルティング若しくはサポート サービスを含むがこれに限定されない、エレクトロニック・デザイン・オートメーション・ソリューションを開発、販売、又は提供する事業を行う個人又は事業体は除きます。

- 10.2. **租税** お客様は、源泉徴収税又はその他の税金を控除することなく、全ての支払いを行うものとします。本契約に基づく支払いに課される税金は、お客様が単独で負担するものとします。

- 10.3. **責任の限定に関する追加条件** 本契約に規定される全ての責任制限は、本契約に基づく、EDA ハードウェアに対するシーメンスの知的財産権 侵害補償義務に適用されます。但し、本項のいかなる規定も、シーメンス がその単独の裁量及び費用でいかなる訴訟の防御も 継続することを妨げるものではありません。本契約に規定される全ての保証の免責事項は、シーメンス のライセンサーに関しても適用されるものとします。シーメンス のライセンサーは、本契約に基づくいかなる損害にも責任を負わないものとします。

- 10.4. **保証期間** EDA ハードウェアの保証期間は、納入後 15 日目又はインストール時のいずれか早い方から 90 日間とします。疑義を避けるために付言すると、本条項に定める場合を除き、本ハードウェア条件の保証規定の残りは EDA ハードウェアに適用されません。